

藤田荘(介護予防)短期入所生活介護 利用料金表②(内訳)

①介護保険給付対象費用

＜併設型ユニット型短期入所生活介護費＞（1日当たり）

要介護度区分	利用者負担割合 [1割]	利用者負担割合 [2割]	利用者負担割合 [3割]
要介護1	708円	1,416円	2,124円
要介護2	777円	1,554円	2,331円
要介護3	853円	1,705円	2,557円
要介護4	924円	1,847円	2,771円
要介護5	993円	1,985円	2,978円

＜併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費＞（1日当たり）

要介護度区分	利用者負担割合 [1割]	利用者負担割合 [2割]	利用者負担割合 [3割]
要支援1	532円	1,064円	1,596円
要支援2	660円	1,320円	1,980円

＜体制加算項目＞

（1日当たり） ※介護予防（要支援）の方は夜勤職員配置加算はいただきません。

	利用者負担割合 [1割]	利用者負担割合 [2割]	利用者負担割合 [3割]
個別機能訓練指導員配置加算	13円	25円	37円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	19円	37円	55円

（1月当たり）

介護職員処遇改善加算(1)	(月)の単位数合計×8.3% ×10.14円の1割	(月)の単位数合計× 8.3%×10.14円の2割	(月)の単位数合計× 8.3%×10.14円の3割
介護職員等 特定処遇改善加算(1)	(月)の単位数合計×2.7% ×10.14円の1割	(月)の単位数合計× 2.7%×10.14円の2割	(月)の単位数合計× 2.7%×10.14円の3割
介護職員等 ベースアップ等支援加算	(月)の単位数合計×1.6% ×10.14円の1割	(月)の単位数合計× 1.6%×10.14円の2割	(月)の単位数合計× 1.6%×10.14円の3割

（片道当たり）

事業所が送迎を行った場合	188円	375円	562円
--------------	------	------	------

②介護保険給付対象外費用（個人負担料金）

食事代	朝食：310円、昼食：630円、夕食：545円 ※急な利用のキャンセルの場合、提供予定の食事代1食分のキャンセル料を頂きます。 朝食：午前6時まで、昼食おやつ：午前9時30分まで、夕食：14時まで
滞在費	2,006円（1日当たり）
おやつ代	95円（1回/日）

〈以下の料金については、別途にご利用者様のご負担となります〉

1. 利用期間中に理髪を行った場合の実費
2. レクリエーションやクラブ活動に参加した場合の費用実費
3. その他、嗜好品や個人使用に帰する物の費用実費
4. 事業所の定める通常の事業の実施地域を超えての送迎時、通常の送迎料金に別途 250 円が必要。
5. 利用料金のお支払い時に口座振替手数料(トマト銀行)が必要となります。(1 回 55 円)

〈1 日当たりの食費・滞在費（介護保険負担限度額認定の各段階別）〉

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食 費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,485 円
居 住 費	820 円		1,310 円		2,006 円

※介護保険負担限度額認定の適用条件、及び限度額について

- 〔 1：世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税であること
- 〔 2：上記にあわせ、以下の要件を満たすことで各段階に区別される

区 分	収 入 要 件	預 金 額 要 件
第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下
第 2 段階	年金収入と合計所得をあわせて 年間 80 万円以下の方	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下
第 3 段階①	年金収入と合計所得をあわせて 年間 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下
第 3 段階②	年金収入と合計所得をあわせて 年間 120 万円超	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下
第 4 段階	上記要件を満たさない場合、給付の適用外となるため 食費、滞在費とも通常料金をご負担いただきます	

※上記の第 1 段階～第 3 段階の方で食費、滞在費の減額を希望される場合は、介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。(福祉事務所等で申請が可能です)